

○ 労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（削る）</p> <p>（労働契約との関係）</p> <p>第九十三条 労働契約と就業規則との関係については、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十二条の定めるところによる。</p>	<p>（解雇）</p> <p>第十八条の二 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。</p> <p>（効力）</p> <p>第九十三条 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において無効となった部分は、就業規則で定める基準による。</p>